

幼児教育・保育の無償化がスタートします

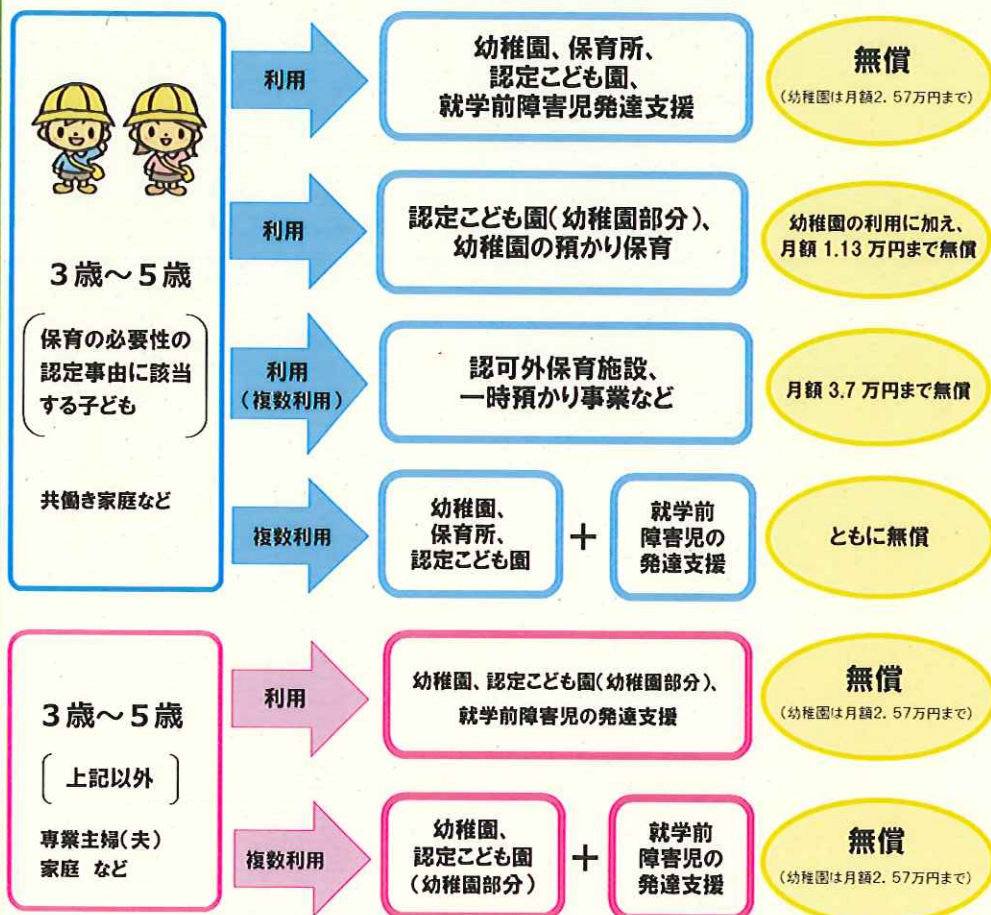
令和元年10月1日から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料(保育料)が無償化されます。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になりますので、ご注意ください。

※0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもも対象になります。

※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※例には記載していませんが、地域型保育、企業主導型保育事業も対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

<対象者・利用料>

■3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

※幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)については、月額上限2.57万円です。

※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当の世帯の子どもたちと、全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ代)の費用が免除されます。

■0歳から2歳までの子どもたちについては、町民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

※子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子と数えて、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育を利用する子どもたち

<対象者・利用料>

■無償化の対象となるためには、町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円まで(市町村民税非課税世帯であって、満3歳後最初の3月31日までの子どもは最大月額1.63万円)の範囲で預かり保育料が無償化されます。

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業を利用する子どもたち

<対象者・利用料>

■無償化の対象となるためには、町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※3歳から5歳までの子どもは、月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたち

<対象者>

■児童発達支援サービス等を受ける、3歳から5歳までの障害のある子ども。

※利用者負担以外の費用(医療費、食費等の実費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくことになります。

無償化に関する申請・お問合せ先

◎保育所、認定こども園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業に関すること → [大洗町こども課・子育て支援係](#)

◎幼稚園に関すること → [大洗町教育委員会 学校教育課・学校教育係](#)

◎就学前の障害児の発達支援に関すること → [大洗町福祉課・社会福祉係](#)

電話:029-267-5111(代)